明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二十五条の二十二第五項中「第四十条の四第四項第二号」を「第四十条の四第三項第二号」に改め、同項第三号中「第二項」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第四十条の四第四項第二号」を「第四十条の四第三項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会社等（第八項第一号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が統括会社に該当する場合における前二項の規定の適用については、同号及び前項に規定する関連者には、当該特定外国子会社等に係る被統括会社を含まないものとする。

第二十五条の二十二第二項中「第四十条の四第四項第一号」を「第四十条の四第三項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項中「第四十条の四第四項第一号に規定する」を「第四十条の四第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第四十条の四第四項第一号」を「第四十条の四第三項第一号」に、「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十条の四第四項第一号」を「第四十条の四第三項第一号」に改め、同項第四号中「第四十条の四第四項第一号」を「第四十条の四第三項第一号」に改め、「（法第四十条の四第二項第三号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。）」を削り、同項第五号中「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第四十条の四第四項第一号」を「第四十条の四第三項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

法第四十条の四第三項に規定する政令で定める他の外国法人は、次に掲げる外国法人で、当該外国法人の発行済株式等のうちに同条第一項に規定する特定外国子会社等（当該外国法人に対して統括業務を行うものに限る。以下この項において「特定外国子会社等」という。）の有する当該外国法人の株式等の数又は金額の占める割合及び当該外国法人の議決権の総数のうちに当該特定外国子会社等の有する当該外国法人の議決権の数の占める割合のいずれもが百分の二十五以上であり、かつ、その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有するもの（以下この条において「被統括会社」という。）とする。

一　当該特定外国子会社等及び当該特定外国子会社等に係る法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者並びに当該居住者が当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等（同条第二項第三号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。以下この号及び第七項第四号において同じ。）を有する場合における当該間接保有の株式等に係る前条第五項第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人（以下この項において「判定株主等」という。）が外国法人を支配している場合における当該外国法人（以下この項において「子会社」という。）

二　判定株主等及び子会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人（次号において「孫会社」という。）

三　判定株主等並びに子会社及び孫会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人

2　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項各号に掲げる外国法人を支配している場合について準用する。

3　法第四十条の四第三項に規定する政令で定める特定外国子会社等は、一の居住者によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている同条第一項に規定する特定外国子会社等で次に掲げる要件を満たすもの（以下この条において「統括会社」という。）のうち、株式等の保有を主たる事業とするもの（当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する株式等の帳簿価額の合計額の百分の五十に相当する金額を超える場合における当該統括会社に限る。）とする。

一　当該特定外国子会社等に係る二以上の被統括会社に対して統括業務を行つていること。

二　その本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該統括業務を行うに必要と認められる当該統括業務に従事する者（専ら当該統括業務に従事する者に限るものとし、当該特定外国子会社等の役員及び当該役員に係る法人税法施行令第七十二条各号に掲げる者を除く。）を有していること。

4　第一項及び前項各号に規定する統括業務とは、法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等（以下この項及び次項において「特定外国子会社等」という。）が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるものをいう。

5　第三項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の居住者の特定外国子会社等に係る直接保有株式等保有割合（当該一の居住者の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一の居住者の当該特定外国子会社等に係る間接保有株式等保有割合（当該一の居住者の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

6　前条第五項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、同条第五項各号中「個人又は内国法人」とあるのは、「一の居住者」と読み替えるものとする。

第二十五条の二十二に次の一項を加える。

13　法第四十条の四第三項の規定を適用する場合において、外国法人が被統括会社に該当するかどうかの判定については当該外国法人に対して第一項に規定する統括業務を行う特定外国子会社等（同条第一項に規定する特定外国子会社等をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度終了の時の現況によるものとし、特定外国子会社等が統括会社に該当するかどうかの判定については当該特定外国子会社等の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

第二十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）

第二十五条の二十二の二　法第四十条の四第四項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項各号に掲げる居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）の各事業年度の部分適用対象金額（法第四十条の四第四項に規定する部分適用対象金額をいう。次条において同じ。）に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該居住者の有する当該特定外国子会社等の第二十五条の二十一第二項第一号に規定する請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　特定所得の金額（法第四十条の四第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る源泉税等（本店所在地国若しくは本店所在地国以外の国若しくはこれらの国若しくは地域の地方公共団体により課される法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税及びこれに附帯して課される法人税法第二条第四十一号に規定する附帯税（利子税を除く。）に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。以下この項において同じ。）の額があるときは、当該源泉税等の額は、法第四十条の四第四項各号に規定する直接要した費用の額に含まれないものとして、同項の規定を適用する。

3　法第四十条の四第四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における総資産の帳簿価額

二　当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（法第四十条の四第四項第一号に規定する剰余金の配当等の額に係るものに限る。）の帳簿価額の合計額